

令和4年度
(2022年度)

危機管理部の取り組み

<部長の方針・考え方>

近年頻繁に発生する大雨による災害や地震災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延など、複合的な危機事象へ対応するため、「自助」「共助」「公助」のさらなるレベルアップと円滑な連携に向けた体制強化を進めていきます。また、日常生活における市民の安全安心を守るため、悪質商法など消費生活における課題への対応を防犯活動と連携して取り組みます。

- ①新型コロナウイルス感染症まん延下における実効性のある対策の強化
- ②安全安心を維持する防犯対策の推進
- ③災害時に誰も取り残さない避難支援の推進
- ④自助共助による防災対策の推進
- ⑤消費者被害の未然防止の推進

<部の構成>

危機管理政策課
危機管理対策推進課
消費生活センター

<主な担当事務>

- (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整
- (2) 危機管理に係る初動体制の確立及び総括
- (3) 防災・消防団及び防犯に関すること
- (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：枚方市新型コロナウイルス対策本部の効率的な組織運営の強化

新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経過し、市民の生活や社会活動が大きく変容する中、時間の経過とともに常に課題も変化しています。さまざまな課題に速やかに対応するため、新型コロナウイルス対策本部のより機動的な運用・調整を行うことにより、施策の迅速化を図るなど、さらに効率的かつ効果的な新型コロナウイルス対策に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：街頭防犯カメラの更新・増設

街頭犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応のため、市内に設置している街頭防犯カメラは、現在1004台運用しています。この内、リース契約期間満了を迎える650台の更新にあわせ、地域からの要望や開発などによる住環境の変化に対応するため効果的に犯罪抑止が機能する場所に30台を増設し、防犯対策の強化を図ります。

重点的な取り組み：LED防犯灯の補助制度の見直し

夜間における犯罪の防止及び市民の通行の安全を図るため、防犯灯を設置し維持管理する自治会等に対し、LED防犯灯の新設に係る費用の補助を行っていますが、平成25年度から平成29年度に実施した防犯灯LED化事業補助金を活用して設置された防犯灯の推奨交換時期（10年）が迫っています。そうした中で地域から防犯灯の更新及び修繕等に対する支援を求める声が高まっている状況を鑑み、現行制度の見直しを進めていきます。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な要支援者への避難支援のしくみづくりを促進

令和3年5月に、災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する市内のプロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進めるにあたっての課題を共有したところです。

今後、本市の特性にあった避難支援の仕組みづくりを進めるため、まずはモデル的に事業の実施を検討していきます。

重点的な取り組み：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等を促進

平成29年に「水防法」、「土砂災害防止法」が改正され、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成等が義務化されました。

今回、船橋川・穂谷川・天野川等の浸水想定区域の拡大により、対象となる社会福祉施設の増加に伴い、改めて市内全対象施設に本計画の策定等を求めるとともに、実効性の高い訓練の実施について啓発していきます。

重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水する校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておくことが必要です。

そのために、自主防災組織ネットワーク会議等での議論を通じて、広域避難のルールづくりや校区間の協力関係の構築を進めるとともに、地域間での協議を踏まえた、地区防災計画の策定を積極的に支援していきます。

加えて、地域がその自主性にに基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合（全体版）や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合（テーマ特化型）について、引き続き支援していきます。

また、自動音声配信電話システムの申請対象者を、浸水想定区域・土砂災害警戒区域の外にお住いの高齢者などへ拡充する事で、より安全な避難の実現を進めます。

重点的な取り組み：災害対策基本法の改正等にもなう枚方市地域防災計画等の修正

全国で毎年のように甚大な被害を伴う災害が発生する中で、災害対策における新たな課題が生まれてくるため、これに対応できる体制の見直し等が必要です。

令和2年4月に修正した枚方市地域防災計画について、国の防災基本計画、大阪府の地域防災計画との整合を図りながら、新たに避難所等における新型コロナウイルス感染症対策等を追記するとともに、引き続き地域が主体となって策定した地区防災計画を掲載するなどの修正を行います。

す。また、本計画の修正と並行して、枚方市災害時受援計画、枚方市業務継続計画(BCP)と枚方市職員災害時初動マニュアルの修正を行います。

重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったと統計データが残っています。

また、気象庁の震度階級関連解説表によると、タンスなど重い家具が倒れるとされる震度は、「震度5強」とされる一方で、本市で近い将来その被害が予測されている南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震では、本市の最大震度は、それぞれ「6弱」・「7」とされています。

このような状況の中で、家具の転倒防止に関する安全対策を推進するため、WEBアンケート等様々な手段で、広く市民のご意見をお聞きすることで、家具転倒対策を実施する上での課題分析を進めるとともに、防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発紙の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所でのPR活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域に対して、危機管理部内で連携し青色防犯パトロール車で巡回するなど重点的な取り組みを始めます。

あわせて、高齢相談者等への取り組みを強化するため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。